



平成 22 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福 永 健 司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 坂 本 珠 美
(電話番号 078-306-0590)

行使価額修正条項付き第 2 回新株予約権（第三者割当て）の発行（MS ワラントの発行）及び
コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 1 日開催の取締役会において、第 2 回新株予約権（第三者割当て）の発行（MS ワラントの発行）、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 22 年 9 月 17 日
(2) 発行新株予約権数	20,000 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 968 円（総額 19,360,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：20,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は設定されておりませんが、下記 (6) に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、38,997 円が行使価額の下限となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数は 20,000 株で一定であります。
(5) 資金調達の内額	1,409,360,000 円（差引手取概算額） (注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 68,090 円 行使価額は、第 2 回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値が 43,330 円を下回る場合、本新株予約権の行使が制限されるため、38,997 円が行使価額の下限となります。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は本契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人が、コミットメント条項及び制限超過行

使にかかる義務を含む本契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなっております。
--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の上限額 1,400,000,000 円を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は減少する可能性があります。また、第 2 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 2 回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 22 年 3 月期において積極的な収益構造の見直しを図り、遺伝子破壊マウス事業、試薬販売事業においては大きく経常利益を向上させ、抗体事業においては、癌マーカー等の診断薬に結び付く有望なシーズの開発・特許成立が実現しましたが、さらなる事業基盤の強化を推進し、企業価値を高めることを検討しております。

事業基盤強化については、遺伝子破壊マウス作製受託の事業拡大およびラットなど取扱動物種の導入の検討を行い、収益基盤の強化を図ります。

そのため、動物飼育設備の拡充および作業効率化のための機器購入等の設備投資、ヒト化マウス技術および遺伝子破壊ラット作製技術導入に関する研究開発の推進などを検討しております。

また、上記の事業拡大および研究開発活動を効率的に推進することを目的とした M&A、資本・業務提携を積極的に行い、これらの活動を通じて「TG Resource Bank®」の海外販路拡大による売上拡大と同時に海外企業が保有する遺伝子資源の国内製薬企業への販売も充実させる方針です。

一方、抗体事業においては、膵がんマーカーをはじめとする、がんマーカーの研究開発活動を推進中であり、国内のみならず今後は海外へ向けて、GANP®マウスおよびがんマーカーのライセンス展開などを計画しております。

以上のような事業計画を迅速に実行するため、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別紙の発行要項第 10 項に記載されております。）を第三者割当ての方法によって割当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、割当予定先に割当てた行使価額修正条項付き新株予約権について、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう、割当予定先に対して指図を行うことができます。

割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該指図を受けた日から 20 取引日の期間（以下「行使義務期間」といいます。）中に行使することを確約します。ただし、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、割当予定先等が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、行使後における割当予定先の当社株式保有比率が適用法令を遵守するために必要な上限を超える場合、当社が表明保証した事項に変更が生じた場合等、割当予定先の権利行使を困難とする一定の事由が生じている場合には、行使義務期間は延期され、上記事由が解消してから 3 取引日を経過した日から起算して 20 取引日が行使義務期間となります。また、当該行使義務期間中、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の終値が 43,330 円（以下、「下限価額」といい、別紙発行要項第 11 項に定める調整を受けます。）を一度でも下回った場合、割当予定先は当該指図に基づく本

新株予約権の行使義務を負いません。

当社が割当予定先に対し、一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限が定められています。一度に行使を指図することができる本新株予約権の数は、①当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分、②当該行使後における割当予定先の当社株式保有比率が、適用法令を遵守するために必要な上限（発行済株式総数の9.99%、発行済普通株式の5%）、または③後記7(3)に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度に制限されます。

また、当社が割当予定先に対して複数回の指図を行う場合には、前回の指図を行った日から起算して20取引日以上の間隔を空けることとされています。

さらに、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、表明保証した事項に変更が生じた場合、過去に行使された本新株予約権の行使価額の累計額と、新たに行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額14億円を超える場合などの一定の場合には、当社はかかる指図を行うことはできません。なお、当社は、上記の指図を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社はまた、本新株予約権の全部又は一部につき、当社の判断に基づき、割当予定先が権利行使を行うことができない期間（行使可能期間のうち最後の2ヶ月間を除く）を設定することができます。

なお、当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日（但し、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、発行会社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、コミットメント条項付き第三者割当て契約が解約された日、のうちいずれか先に到来する日）から12カ月が経過するまでの間、当社が第三者に対し当社普通株式に転換可能な新株予約権その他の証券または権利（以下、本項において「新株予約権等」といいます。）を発行する場合（当社従業員を対象とするストックオプションを除く）には、当社が当該第三者に対する新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部または一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。割当予定先が当該新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株予約権等を発行いたします。

コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、不可抗力により契約の履行が困難となったとき、当社が表明保証した事実に誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約を可能とし、割当予定先がコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた前提条件に満足しない場合、当社の表明保証に誤りがあつた場合・後発的事情で不正確になった場合、または誓約・合意違反の場合には、割当予定先は、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、当社が本新株予約権1個あたり968円の価額で当該本新株予約権を取得するとともに、割当予定先に生じた損失を賠償する旨を合意する予定です。

また、別紙発行要項第13項に記載のとおり、過去に行使された本新株予約権の行使価額の累計額と、新たに行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額14億円を超える場合、当該権利行使は制限され、累計で14億円を超過することとなる分の本新株予約権は行使できないこととされています。また、本新株予約権の行使請求をしようとする直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、当該権利行使を行うことはできません。

さらに、別紙発行要項第14項(1)に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、別紙発行要項第14項(3)に記載のとおり、本新株予約権の行使期間中、取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限価額を下回った場合には、割当予定先は、当社に対して本新株

予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は今回の資金調達にあたり、金融機関からの借入調達につきましても検討いたしました。与信枠や借入コストの観点からこれを断念せざるを得ませんでした。また、公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に将来の1株当たり期待利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることや、現在の市場の状況や時間的なコスト等を考慮した結果、今回の資金需要には最適ではないと判断しました。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点における最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所および短所があります。

【長所】

- ① 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、別紙発行要項第11項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず20,000株で一定であり、希薄化率は、最大でも18.3%までに制限される。また、上限行使価額はないが、本新株予約権の行使により払い込まれる行使価額の総額には上限金額（14億円）が設定されるため、株価が上昇し、行使価額が上昇すれば、行使により発行される新株の株式数は20,000株より少なくなり、希薄化を抑制できる。
- ③ 一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限（指図日の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%）があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- ④ 当社は、割当先との間に締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の全部又は一部につき、割当先が行使することができない期間（行使可能期間のうち最後の2ヶ月間を除く）を指図することができる旨を合意する予定であり、株価動向等を勘案して行使をコントロールすることができる。
- ⑤ 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

【短所】

- ① 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ② 株価が下限価額を下回る場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- ③ 当社株式の流動性が低下した場合、一度に本新株予約権の行使を指図できる数が減少することになり、資金調達額が減少する。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり期待利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ② 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の

発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

- ③ 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難である。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権にかかる調達資金	1,419,360 千円
本新株予約権の払込金額の総額	19,360 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,400,000 千円
・ 発行諸費用概算額	10,000 千円
・ 差引手取概算額	1,409,360 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の上限額を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正または調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
動物施設の拡充	500	平成 22 年 9 月～平成 24 年 3 月
新技術・研究開発費	100	平成 22 年 9 月～平成 24 年 9 月
遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業における国内外での事業拡大を目的とした事業買収及び資本提携	709	平成 22 年 9 月～平成 24 年 3 月
ライセンス活動海外展開	100	平成 22 年 9 月～平成 24 年 9 月

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 新技術・研究開発費の具体的な内容は、現在有する遺伝子破壊マウス技術を発展させ、組織・細胞レベルのヒト化されたマウスの樹立を目指した、よりヒトに近いモデルマウスの作製技術の確立となります。技術確立には、開発期間 2～3 年を要し、開発費は消耗品及び人件費で約 80 百万円が必要と見込んでおります。さらに遺伝子改変ラット作製技術の導入を目指します。技術導入には、開発期間約 2 年を要し、開発費は消耗品及び人件費で約 20 百万円が必要と見込んでおります。以上のような技術の導入により、製薬会社の薬剤評価の需要及び高等動物での研究需要が見込まれ、売上高の拡大が期待できます。

3. 遺伝子破壊マウス事業の内容は、遺伝子情報の使用権許諾や遺伝子破壊マウス作製受託などです。

4. 抗体事業の内容は、抗体製品販売、抗体作製受託、使用権許諾、診断薬に向けた腫瘍マーカーの開発等です。

5. 計画している事業買収及び資本提携が不調に終わった場合には、自社での海外も含めた事業エリア拡大を推進するために、人員（技術・営業）、設備の確保・拡張に調達した資金を活用いたします。また、計画している調達額が減少した場合には、事業買収及び資本提携の計画・手法について再検討を行います。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、当社の主力事業である遺伝子破壊マウス事業の作製能力・技術的差別化等に関する圧倒的優位性の確保、及び抗体事業における各種癌マーカーのライセンス活動の迅速化に使用いたします。これらは、今後の当社収益の向上に寄与するものであり、結果として当社の企業価値・株式価値が向上し、株主利益の向上をもたらすものと考えており、かかる資金用途は合理的な

ものであると考えております。

6. 発行条件の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上と設定しております。

また、割当予定先の行動については、当社が行使指定を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指定は、資金調達目的から、可能な限り必要な量の行使を指定するものとし、評価上は、発行個数である20,000個を権利行使期間の24ヶ月で除して得られる個数を目安に、20取引日に1度約800個ずつ行使指定をするという前提を置いており、割当予定先の売却行動に関しては、当社の流動性を鑑み、本新株予約権の権利行使期間が2年間であることから、直近2年間の平均売買出来高を参考に約40株程度を目安として日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、割当予定先にはプット・オプションが付されており、割当予定先に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果を参考として、本新株予約権1個の払込金額を金968円としました。また、当初行使価額は、平成22年9月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は20,000株となり、発行済株式に係る議決権の総数である109,075個を分母とする希薄化率は18.3%となる見込みです。

しかしながら、当社は、上記4.に記載の通り、本新株予約権の発行による資金調達により、当社の主力業務である遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業への投資を行い、業容拡大と企業価値の向上を実現してゆく予定であり、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、または新株発行に代る新たな資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)名称	マッコーリー・バンク・リミテッド Macquarie Bank Limited		
(2)所在地	Level 3, 25 National Circuit, Forrest, ACT, Australia 2603		
(3)代表者の役職・氏名	Non-Executive Chairman D.S Clarke, CEO W.R. Sheppard		
(4)事業内容	商業銀行		
(5)資本金	557,877百万円(連結)(平成22年3月31日現在)		
(6)設立年月日	1985年2月28日		
(7)発行済株式数	444,085,965株		
(8)決算期	3月31日		
(9)従業員数	14,657人(マッコーリーグループ)(平成22年3月31日現在)		
(10)主要取引先	個人および法人		
(11)大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(12)主要取引銀行	-		
(13)当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14)最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期
連結営業収益	73,742百万円	42,756百万円	65,319百万円
連結税引後営業利益	1,436,611百万円	44,945百万円	59,747百万円
包括利益	-	34,410百万円	67,547百万円
純資産	581,290百万円	438,508百万円	722,962百万円
総資産	13,864,845百万円	8,921,006百万円	11,153,029百万円
1株当たり連結税引後利益	4,780.15円	133.01円	134.54円
1株当たり配当金	5,185.16円	141.72円	73.35円
1株当たり純資産	1,934.17円	1,297.74円	1,627.98円

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA \$ レートの仲値で換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先は、かねてより当社が展開する遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業に関して強い関心を表明しており、今般、割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で協議・交渉を行うこととなりました。

当社は、今回の資金調達に際し、割当予定先以外の他社の提案も検討しましたが、割当予定先の提示した条件が当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

なお、当社は、割当予定先が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める平成19年5月29日付「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第16条第1項及び第2項の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に

当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人はコミットメント条項付き第三者割当て契約書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める平成 19 年 5 月 29 日付「第三者割当て増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に MS C B 等の買受人の行使により取得される株式数が、MS C B 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 22 年 3 月 31 日現在)			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
井出 剛	熊本県熊本市	2,580	2.36
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	1,350	1.23
村田 英造	川崎市高津区	1,203	1.10
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜 2-4-6	1,185	1.08
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1-9-1	1,090	0.99
上永 智臣	熊本県八代市	954	0.87
張本 進	新潟市東区	880	0.80
深津 英明	愛知県豊明市	804	0.73
佐賀 芳行	川崎市多摩区	800	0.73
中村 英幸	鹿児島県鹿児島市	722	0.66
計	—	11,568	10.61

(注)今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は、20,000株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、15.49%となります。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 23 年 3 月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当ては、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定された独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位：千円)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	332,848	324,865	603,985
連結営業利益	△644,537	△624,178	△385,201
連結経常利益	△659,030	△605,285	△389,603
連結当期純利益	△884,462	△634,877	△579,034
1株当たり連結当期純利益(円)	△8,109.80	△5,821.31	△5,309.27
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり連結純資産(円)	25,014.38	19,211.75	13,909.06

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年7月20日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	109,075株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,218株	2.03%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注)上記潜在株式数の全ては、当社役職員向けのストックオプションであります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	109,075株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	22,218株	20.37%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	22,218株	20.37%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	40,200円	17,050円	13,100円
高値	40,800円	28,440円	25,960円
安値	16,500円	8,900円	12,100円
終値	17,250円	13,020円	15,090円

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6カ月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	14,520円	15,080円	66,900円	40,500円	73,000円	93,500円
高値	17,960円	56,900円	91,900円	89,900円	101,500円	98,600円
安値	14,400円	14,970円	32,500円	37,700円	70,800円	57,900円
終値	15,090円	56,900円	41,850円	76,000円	95,000円	61,500円

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日における株価

	平成22年9月1日
始値	60,500円
高値	62,300円
安値	59,800円
終値	61,900円

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以上

(別紙)

株式会社トランスジェニック第2回新株予約権（第三者割当て）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社トランスジェニック第2回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成22年9月17日

3. 割当日

平成22年9月17日

4. 払込期日

平成22年9月17日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てて。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 968 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 68,090 円とする。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

本発行要項において、「直前取引日」とは、各行使請求の効力発生時に取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該効力発生日も含むものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行・処分株} \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{式数} & \text{払込金額} \\ & & & \hline & \text{既発行} & + & & \\ & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & \hline & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} & \\ & & & & \text{時価} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当

社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引

の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 9 月 17 日から平成 24 年 9 月 17 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使に際して出資された金額の累計額が 1,400,000,000 円を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 43,330 円（以下「**下限価額**」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合（いずれかの取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 92,850 円を上回った場合を含むが、これに限定されない。）は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 968 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で

定める取得日に、本新株予約権1個当たり968円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該時点で有効な下限価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり968円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金968円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成22年9月1日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 熊本支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上